

旅館等に関わる

消防法令が改正

されました。

『自動火災報知設備』の設置

ペンション
民宿
バンガロー
etc.

山小屋
海の家
etc.

旅館
ホテル
etc.

お客様の安全・安心を確保してください。

すべての旅館等利用者の『安全・安心』のために

設置に至った経緯

平成24年5月に発生した、福山市ホテル火災の多数死傷者の発生を教訓として、就寝を伴うすべての旅館等に対して自動火災報知設備の設置が必要とされました。

★ 住宅等にも『住宅用火災警報器』の設置が義務となっています。

住宅及び500㎡未満の共同住宅



住宅用火災警報器が既に設置義務化

自力避難困難な者が入所する社会福祉施設

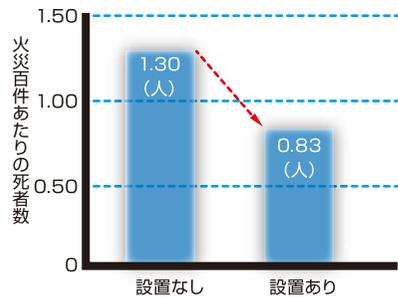


自動火災報知設備が既に設置義務化

自動火災報知設備の設置で得られる「安全・安心」

自動火災報知設備の設置による効果

(平成13年から10年間の火災全国統計)



自動火災報知設備が設置されている建物と未設置の建物の火災100件あたりの死者数発生率の推移です。自動火災報知設備の設置により、**死者発生件数が大幅に減少**していることがわかります。なお、時間帯別の火災死者発生状況によれば、就寝時間帯(22時～6時)が、全体の約3分の2を占めています。



すべての旅館等に設置が必要となりました。

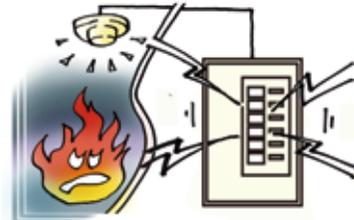
設置が義務化される施設・建物とは…

旅館・ホテル等には、民宿、ペンション、海の家、山小屋、バンガローなどの宿泊施設が該当します(お近くの消防機関にご確認ください)。



自動火災報知設備とは…

■ 感知器の信号を受信盤で検出して警報を発信します。



自動火災報知設備は、部屋等に設けて火災を感知する「感知器」とその感知器からの信号を受信して、警報を発する受信機等により構成されています。

■ 旅館等の延べ面積が、300㎡未満の場合(特定1階段等防火対象物は除く)



「特定小規模施設用自動火災報知設備」が設置できます(配線と受信盤のいらぬ無線式の自動火災報知設備など)。

改正＝『自動火災報知設備』設置義務

消防法令が改正され、旅館等には『自動火災報知設備』の設置が義務となります。従来は、300㎡以上の旅館等に設置することになっていましたが、改正によりすべての旅館等に設置することとなりました。

既に営業をされている旅館等は、平成30年3月末までに設置する必要があります。

設置の期限

既に営業されている旅館等は平成30年3月末までに設置してください。

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
新しく建築された旅館等		★ 4月1日施行		
既に営業されている旅館等		★ 平成30年 3月末		
		この期間内に設置してください。		

具体的な事柄は、お近くの消防機関にご相談ください。

本部町、今帰仁村のご相談は
本部町今帰仁村消防組合消防本部
予防課 電話：0980-51-6222

一般財団法人
日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

URL <http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/>